

設計者と合法木材の関わり

どのように拡げるべきか？

社）日本建築士事務所協会連合会とは？

- ✚ 47都道府県にある **社団法人〇〇県建築士事務所協会**の連合会
- ✚ 建築士法上の建築士事務所業務団体唯一の法定団体
- ✚ (憲章一) 誠意をもって**設計と監理**の業務を遂行
- ✚ (憲章一) **健康で快適な生活環境の創造**と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図る
- ✚ (憲章一) 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。

建築士事務所は何ができるか？

- 建築士事務所協会の建築士の講習会開始前にGoho-woodのDVDを放映し、**建築士**の理解を深める。
- 設計者は**建築主**にGoho-woodの重要性の説明に努力し、地球温暖化に貢献する自覚を持たせる。
- 設計者は設計図書の特記仕様書にGoho-woodの仕様を記載し、**施工業者**へ普及に務める。
- **地元の木材協同組合**と連携しGoho-wood普及に務める。

特記仕様書に記載する。

| | |
|----------------|---|
| | り決定する。 |
| 13. 木工事 | 設計図に記載なき場合は木造住宅工事共通仕様書（住宅金融普及協会 発行 最新版）による。 |
| | 木材・木材製品は「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月 林野庁）に沿って証明されたものを使用すること。 |
| 【一般事項】 | 木材の範囲は、木工事における構造の骨組（架構体）、下地骨組、下地材、造作、仕上げなどのすべての木工事に適用する。 |
| 材料・品質 | 素材や製材品などの品質は、日本農林規格（JAS）の定めがある場合は、この規格に適合したものとする。 |

社) 千葉県建築士事務所協会の 取り組み

- 講習会の開始20分からDVDを放映し、建築士の意識改革に取り組んでいる。
- 千葉県木材市場協同組合・千葉土建一般労働組合と連携し応急仮設住宅の体制連携を図る。
- 東京都建築士事務所協会・千葉・埼玉・神奈川で首都圏会議を開催し、首都圏直下型地震に備える。「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」等
- 千葉県建築設計6団体連絡協議会の連携・普及の努力と行政への協力。

応急仮設住宅の体制連携を図るとは？

- 仮設住宅の平面図の検証。
- 非常時のみでなく常時での生産体制の強化。
非常時→緊急仮設住宅
常時→子供室・別荘・連結しての賃貸住宅や住宅等への多目的な転用
- 地元木材の利用推進。(地産地消)

首都圏直下型地震に備える。

- 東京直下型地震に備える体制強化（東京・千葉・埼玉・神奈川の連携）各地の木材組合・土建組合・建築士事務所の連携。
- 千葉・埼玉・神奈川の遊休地への仮設住宅確保・確認。（行政との連携）
- 仮設住宅の非常時の資材の供給確保。（木材・電気・設備等）

千葉県建築設計6団体連絡協議会の連携

- 千葉県建築士事務所協会・千葉県建築士会・千葉県建築家協会・千葉JASCA・千葉県設備協会・日本建築学会千葉支所の6団体で構成
- 千葉県や千葉市との定期的な意見交換会。
- 市民への建築相談
- 6団体への普及・啓蒙